

平成30年度第 5 回
東京都私立学校審議会（第778回）

平成30年 9 月 18 日（火）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室 A

午後 3 時28分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成30年度第 5 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告をお願いします。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名全員のご出席をいただいております。本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

審議に先立ち、当審議会委員の改選がございましたので、事務局より報告願います。

○私学行政課長 前回の審議会でご報告いたしましたとおり、8 月 1 日付で10名の委員の先生が改選となっております。それでは、8 月 1 日付で選任されました委員の方々をご紹介申し上げます。今回選任されました委員10名のうち、7 名が再任の委員でございます。

学識経験者から加茂川委員、中学・高等学校関係から清水委員、長塚委員、吉田委員、幼稚園関係から遠藤委員、町山委員、専修・各種学校関係から山中委員でございます。

また、中学・高等学校関係の實吉委員の後任として、高橋委員、小学校関係の佐藤委員の後任として、重永委員、専修・各種学校の小林委員の後任として、平野委員の選任がございましたので、ご紹介申し上げます。

それでは、新たに就任されました委員には、ここで一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 私は吉祥寺にございます藤村女子中学・高等学校というところで理事長をしております。また、現在、東京私立中学高等学校協会広報部の仕事を仰せつかっておりまして、本日から出席をさせていただきます。勉強中でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○私学行政課長 続きまして、重永委員、お願いいたします。

○重永委員 重永でございます。

私は東京都市大学付属小学校の校長をしております。この 3 月までは都市大学二子幼稚園の園長も兼務しておりました。現在、小泉先生と一緒に東京私立初等学校協会の仕事をしておりますが、副会長を務めさせていただいております。事務局からは、小学校からは女性の委員をといたってのご要望があったらしいのですが、男でまことに相済みません。よろしく

お願いしたいと思います。（拍手）

○私学行政課長 お三方目、平野委員、お願いいたします。

○平野委員 日本外国語専門学校の平野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、先生がおっしゃいましたように、今回女性として選んでいただけたのではないかと
思っております。初めてのことでございますけれども、先生方のお力をかりながら、一生懸命
吸収しまして、4年間の任期を全うしたいと思っております。ご指導のほど、よろしくお
願いいたします。（拍手）

○近藤会長 ありがとうございます。

就任されました高橋委員、重永委員、平野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今回就任されました各委員の部会の所属についてお諮りをいたします。

今回、再任された7名の委員の皆様方には、これまでどおり各部会に所属していただくこ
とで、また、新たに就任されました高橋委員、重永委員、平野委員の部会の所属でございま
すが、東京都私立学校審議会運営細則「部会に関する内規」1に基づきまして、高橋委員は
第一部会と第三部会、重永委員は第二部会と第三部会、平野委員は第一部会に所属していた
くことでお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

次に、会議の公開につきましては、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として
公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となりま
す。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学行政課長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります6件でござい
ます。

○私学部長 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成30年9月18日付、東京都知事名。

記、1、千駄ヶ谷日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について、新宿区、ほか5件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件4件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件6件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第8号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議をいたします。

議案第1号は、東京情報クリエイター工学院専門学校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の加茂川委員から調査結果につきまして説明願います。

○加茂川委員 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、東京情報クリエイター工学院専門学校の設置認可についてでございます。

平成30年8月27日に、三宅主査、東京都私学部及び千代田区の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人大原学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1点目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守するとともに、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただくなど、多数の学校を運営する法人にふさわしい他校の模範となる学校運営を行っていただきたいこと。

2点目は、情報処理、クリエイター分野に関する独立した学校の設置を契機として、教育内容のさらなる充実、生徒の確保及び生徒の就職先の確保に努めていただきたいこと。

3点目は、業界のニーズに即したカリキュラム構成や最新の機材の整備など、教育内容及び教育環境の充実を図るとともに、社会で即戦力となる人材の育成に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていますことから、認可を適当と認める旨の答申

を行うことには問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上でございますが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

本案件は、学校法人大原学園から申請がありました、東京情報クリエイター工学院専門学校の設置認可でございます。本案件は学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により、基準を満たす校舎があることから、一段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、情報処理及びクリエイター並びにこれらビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は、学校法人大原学園で、理事長は中川和久氏、校長は児玉紀裕氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、修業年限2年、入学定員40名の情報処理学科、修業年限2年、入学定員40名のクリエイター学科、修業年限1年、入学定員40名の1年制専攻学科を設置いたします。入学定員は120名、総定員は200名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してあります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、東京グローバルビジネス専門学校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の山中委員から調査結果につきまして説明をお願いします。

○山中委員 それでは、議案第2号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、東京グローバルビジネス専門学校の設置認可についてでございます。

平成30年8月22日に、三宅主査、東京都私学部及び豊島区の担当職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人佐々木学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎や施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。留学生を受け入れるということなので、都の「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」を踏まえて、適切な入学選抜を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、国際ビジネスは、これまで運営してきた学校とは異なる新たな分野となるため、教育内容をさらに深め、生徒の確保を適切かつ着実に行之、安定性、継続性に留意した学校運営を行うとともに、学校の特徴であるグローバル社会における企業において活躍し得る人材を育成するという目的の達成のためにも、生徒の就職支援に万全を期していただきたいこと。

3つ目は、教育内容充実のためには、最新情報を取り入れ、常に教育内容を見直し、情報処理等の設備をはじめとする学習教材などを充実させることが重要であり、また、教育内容は教員の資質に左右されることから、教員の資質向上及び人材の確保にも努力され、魅力ある学習環境のより一層の発展に進められたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうかと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局からご説明をお願いします。

○私学行政課長 それでは、議案第２号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人佐々木学園から申請がありました、東京グローバルビジネス専門学校の設置認可でございます。本案件は学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、一段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の目的は、要項１に記載のとおり「本校は、教育基本法、学校教育法に基づき、商業実務分野の専門課程を設置し、言語、コミュニケーション、ビジネススキル、情報処理、キャリアデザイン、マーケティング、経営論、会計学の専門的知識、技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、グローバル社会における企業において活躍し得る人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項２から４に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年４月１日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項６に記載のとおりです。

設置者は、学校法人佐々木学園で、理事長は佐々木啓之氏、校長は佐々木由氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項９に記載のとおり、修業年限２年、入学定員148名の国際ビジネス科の午前クラス及び午後クラスを設置いたします。入学定員は296名、総定員は592名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してあります。

以上で、議案第２号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第２号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第３号及び議案第４号は、学校法人日本リハビリテーション学舎の寄附行為認可及び専門学校社会医学技術学院の設置者変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の山中委員から調査結果につきまして説明を願います。

○山中委員 それでは、第3号議案及び第4号議案につきまして、ご説明をいたします。

本案件は、学校法人日本リハビリテーション学舎の設立認可及び専門学校社会医学技術学院の設置者変更認可についてでございます。

平成30年8月30日、三宅主査、東京都私学部及び小金井市の担当職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人日本リハビリテーション学舎設立代表者から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、財団法人との目的の違いを認識し、東京都所管の学校法人として、私立学校法等の関係法令を遵守するとともに、寄附行為に基づく適切な法人運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の関係法令を遵守し、引き続き適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、これまでも専修学校運営を行ってきた経験を生かし、生徒の確保を適切かつ着実に実施し、安定した学校の経営及び運営を行うとともに、より一層教育の質を高めていただきたいことであります。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題がなかろうかと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

○私学行政課長 議案第3号及び議案第4号はそれぞれ関連する議案ですので、一括してご説明申し上げます。

これらの案件は、新たに学校法人を設立し、専修学校の設置者を変更するものです。

それでは、設置要項に基づきまして、ご説明いたします。

初めに、学校法人日本リハビリテーション学舎の寄附行為認可について説明いたします。

議案第3号、学校法人日本リハビリテーション学舎設立要項をご覧ください。

法人の目的は、要項3に記載のとおり「本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校を設置し、学校教育を行うことによって、リハビリテーション技術者を育成し、リハビリテーション技術の水準を向上させ、もって社会の福祉に寄与することを目的とする」です。

名称は、学校法人日本リハビリテーション学舎で、事務所の所在地は、要項2に記載のとおりです。

設置する学校名は、専門学校社会医学技術学院です。

理事のうち、三親等以内の親族または配偶者は含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7及び8に記載のとおり、学校法人の設立要件を満たしております。

続きまして、議案第4号、専門学校社会医学技術学院設置者変更要項をご覧ください。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本学院は、学校教育法及び理学療法士法及び作業療法士法に基づき、理学療法士又は作業療法士として必要な知識と技術を習得させることを目的とする」です。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由は、学校法人設立に伴い、同学校法人を設置者にするためです。

設置者は、要項6に記載のとおり、一般財団法人日本リハビリテーション振興会から、学校法人日本リハビリテーション学舎に変更します。理事長は宮武剛氏、校長は山田千鶴子氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項8に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、予算概要につきましては、それぞれ要項10から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第3号及び第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○町山委員 不勉強で教えていただきたいのですが、一般財団法人から学校法人に移ることは、例えば理学療法士法ですとか作業療法士法、そういう関係があるのか。もしくはほかにも理由、メリットなどがあるので一般財団法人から学校法人に移るのでしょうか。その辺を教えてください。

○事務局 校地が借用だったのですが、それを購入することができたということで、これまで学校法人の設立基準を満たしていなかったものを満たせることになったので学校法人化するということでございます。

○近藤会長 設立要件を満たしたので、学校法人にということですね。

○事務局 はい。

○近藤会長 よろしいですか。ほかにもございますか。

それでは、議案第3号及び議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、専修・各種学校関係の案件でございます。

議案第5号及び議案第6号は、各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号、千駄ヶ谷日本語学校の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

千駄ヶ谷日本語学校は、各種学校として平成16年1月30日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人吉岡教育学園で、理事長は吉岡正毅氏、校長も吉岡正毅氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項 8 に記載のとおりで、昼Ⅰ部の準備教育課程の修業年限 2 年を 362 名から 462 名へ、修業年限 1 年 6 カ月を 302 名から 402 名へ増員しております。

また、昼Ⅱ部の準備教育課程の修業年限 2 年を 362 名から 462 名へ、修業年限 1 年 6 カ月を 302 名から 402 名へ増員しております。これにより総定員は 1,328 名から 1,728 名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項 9 から 11 に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にご覧ください。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第 6 号、カナン国際教育学院の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

カナン国際教育学院は、各種学校として平成 30 年 4 月 1 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

変更の時期は、平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人木下学園で、理事長は木下沢威氏、校長は木下裕氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項 8 に記載のとおりで、第 1 部の進学 1 年 3 カ月コースの入学定員を 8 名から 20 名へ増員しております。また、第 2 部の進学 1 年 9 カ月コースの入学定員を 10 名から 40 名へ増員し、進学 1 年 6 カ月コースの入学定員を 40 名から 20 名へ減員、進学 1 年コースの入学定員を 20 名から 40 名へ増員しております。これにより総定員は 335 名から 400 名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項 9 から 11 に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にご覧ください。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第 5 号及び第 6 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。

議案第 7 号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 7 号、府中文化幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、ご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日いたします。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、大久保秀憲氏、園長も同じく大久保秀憲氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の 6 学級 120 名を 6 学級 175 名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から 10 にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第 7 号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 8 号は、幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 8 号、中原幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日いたします。

廃止の理由でございますが、後継者不在により運営が困難となったため、廃止するもので

ございます。

設置者は、北坊遊亀氏、園長は、北坊末子氏でございます。

園児の処置でございますが、平成5年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、平成5年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引き継ぎ方法及び資産の措置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9から11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第8号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第10号は、専修学校の設置認可でございます。

議案第10号は第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

議案第9号については、引き続き第三部会にて審査をお願いしたいと思います。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、10月の開催日は、15日の月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

お待たせいたしました。また、ご審議をありがとうございました。

午後3時58分閉会